

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 5 月 19 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
めばる固定式刺し網漁業	18 隻	20 トン未満	定めなし	次の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域とする。 点イ 権現埼北灯台から磁針方位 270 度の線上 8.5 海里の点 点ロ 権現埼北灯台から磁針方位 270 度の線上 13 海里の点 点ハ 点ロから磁針方位 320 度の線上 7 海里の点 点ニ 点イから北海道札前埼を見通した線上 8.2 海里の点	6 月 1 日から 8 月 31 日まで	北津軽郡中泊町大字小泊（字下前を除く）に住所を有する者	令和 7 年 5 月 19 日から 令和 7 年 5 月 26 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）所持できる網は 1 ヶ統とし、その全長は 1,000 メートル以内であること （2）漁網の投網は毎日午後 5 時以降とし、揚網完了は、毎日午後 10 時以前とする （3）網の目合は 75 ミリメートル以上であること （4）敷設する網の立ちは 6.5 メートル以内とすること （5）夜間にあつては漁網の敷設中 2 キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯、その他の照明による漁具の標識を当該漁具の両端に設置すること （6）前号の標識には許可番号並びに船名を表示すること （7）別途様式による船体標識を表示すること （8）漁獲物の陸揚については、根拠地の漁業協同組合に協力すること
	3 隻					北津軽郡中泊町大字小泊字下前に住所を有する者		
	1 隻					西津軽郡深浦町に住所を有する者		

(別途様式)

○船体の標識

黄色ペイントで1メートルの巾をもって操舵室中央物両側及び船体両舷を塗装すること。

○許可番号の表示

許可番号を大きさ8センチメートル以上、太さ2センチメートル以上、間隔、2センチメートル以上とし、黒色ペイントをもって横書きすること。

